

◆◆◆ 田尻司法書士事務所通信 ◆◆◆

(2011年5月号 VOL. 4)

「登記必要書類一覧 ② 一設定一」

VOL. 2でご好評をいただいた「登記必要書類一覧」の第2弾です。今回は抵当権・根抵当権の設定登記に必要な書類をまとめてみました。

<設定登記の必要書類>

- ・登記識別情報通知 OR 登記済証
- ・登記原因証明情報（契約書等）
- ・担保権者の代表者事項証明書（3か月以内のもの）（法人の場合）
- ・設定者の代表者事項証明書（3か月以内のもの）（法人の場合）
- ・設定者の印鑑証明書（3か月以内のもの）
- ・担保権者の委任状（司法書士に依頼する場合）
- ・設定者の委任状（司法書士に依頼する場合）
- ・本人確認書類（免許書等の写し）（設定者全員の）（司法書士に依頼する場合）
- ・その他、法人と法人の代表者の利益相反に該当する場合は、議事録・法人の役員印鑑証明書等が必要となります。

<いわゆる名変（めいへん）の必要書類>

担保権設定登記の前提として、登記名義人の変更登記が必要な場合があります。必要書類は、VOL. 2の「登記必要書類一覧 ① 一抹消一」をご参照ください。または、当事務所HPにバックナンバーを掲載していますので、そちらをご覧ください。

*** 田尻司法書士事務所 ***

「謄本取得のご依頼にも、迅速に対応いたします」

不動産登記・相続・遺言・会社法人登記・成年後見・
裁判所提出書類作成・簡裁代理

京都市西京区山田四ノ坪町1番地6（**西京区役所西入すぐ**）

TEL：075-393-1550

FAX：075-393-1568

『事務所メインURL：<http://ts-shihoushoshi.com/>』

『相続・遺言専門URL：<http://ts-yuigon-souzoku.com/>』

代表	司法書士	田尻世津子
	司法書士	新川 元貴（行政書士、AFP）
	司法書士	平井 亘
	スタッフ	野崎、森、吉岡